

議案第10号 港区立みなと芸術センター条例の制定について

令和9年6月に開館する港区立みなと芸術センターを公の施設として設置するに当たり、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定します。

1 条例（案）の概要

(1) 目的（第1条）

この条例は、港区文化芸術振興条例（平成18年港区条例第47号）第3条に定める基本理念を踏まえた文化芸術の拠点施設として、文化芸術を通じて共生社会の実現を図り、もって区民福祉の増進に寄与するため、港区立みなと芸術センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(2) 設置（第2条）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等として、センターを設置します。

(3) 名称及び位置（第3条）

- ア 名称 港区立みなと芸術センター
- イ 位置 東京都港区浜松町二丁目3番5号

(4) 事業（第4条）

- ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸術（以下「芸術」という。）の公演等の企画又は実施に関する事。
- イ 芸術の普及啓発に関する事。
- ウ 芸術に係る国際的な交流に関する事。
- エ 芸術に係る調査研究、資料の収集及び情報の提供に関する事。
- オ 芸術を通じた地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業に関する事。
- カ 港区文化芸術振興条例第2条第3号に掲げる区民等と協働して行う芸術に関する事。
- キ アからカまでに掲げる事業の実施に必要な人材の養成に関する事。
- ク センターの施設の利用に関する事。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(5) 施設 (第5条)

- ア シアター
- イ コモンスペース
- ウ スタジオ1
- エ スタジオ2
- オ スタジオ3
- カ スタジオ4
- キ ルーム1
- ク ルーム2
- ケ アトリエ

(6) 休館日及び開館時間 (第6条及び第7条)

ア 休館日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができます。

イ 開館時間

午前9時から午後10時まで。

ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができます。

(7) 用途 (第8条)

ア シアター 芸術の公演等及びそのリハーサル

イ コモンスペース及びスタジオ1 次に掲げる用途

(ア) 芸術の公演等及びそのリハーサル

(イ) 芸術の練習等

ウ シアター、コモンスペース及びスタジオ1以外の施設 次に掲げる用途

(ア) 芸術の公演等のリハーサル

(イ) 芸術の練習等

(8) 利用できるものの範囲 (第9条)

ア センターの施設を芸術の公演等及びそのリハーサルのために利用できるものは、区長が別に定める基準を満たす公演等を行う個人及び法人その他の団体とします。

イ センターの施設を芸術の練習等のために利用できるものの範囲は、次のとおりとします。

(ア) 区内に住所を有する者

(イ) 区内の事務所又は事業所に勤務している者

(ウ) 区内の学校に通学している者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者を主な構成員とする団体

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、区長が適当と認めるもの

(9) 利用の承認等 (第10条)

- ア センターの施設を利用しようとするものは、あらかじめ区長の承認を受けなければなりません。
- イ 区長は、(4) アからキまでに掲げる事業のためにセンターの施設を利用する場合は、他に優先して利用することができます。

(10) 利用の不承認 (第11条)

区長は、次のアからエまでのいずれかに該当するときは、利用の承認をしません。

- ア 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- イ 営利を目的として利用するとき (芸術の練習等で利用する場合に限る。)
- ウ 管理上支障があると認めるとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

(11) 使用料 (第12条)

ア 利用の承認を受けたもの (以下「利用者」という。) は、次に定める使用料を前納しなければなりません。

種別		区分及び金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
シアター	芸術の公演等のリハーサルのために利用する場合	358,500 円		
	芸術の公演等のために利用する場合	884,000 円の範囲内において、入場料の区分に応じて区規則で定める額		
コモンスペース		20,000 円	26,600 円	26,600 円
スタジオ1		11,400 円	15,300 円	15,300 円
スタジオ2		5,600 円	7,500 円	7,500 円
スタジオ3		3,300 円	4,400 円	4,400 円
スタジオ4		1,500 円	1,900 円	1,900 円
ルーム1		1,500 円	2,000 円	2,000 円
ルーム2		1,600 円	2,100 円	2,100 円
アトリエ		6,000 円	8,000 円	8,000 円

※午前、午後及び夜間の利用時間には、準備及び整理に要する時間を含むものとします。

※この表において「入場料」とは、入場料金、観覧料、会費その他いかなる名称によるかを問わず、公演等の観覧のためにセンターの施設に入場する者 (以下「入場者」という。) から徴収する公演等の観覧の対価をいいます。

イ 利用者のうち、区規則で定める付帯設備を利用するものは、当該付帯設備ごとに1回の使用につき24,600円の範囲内において区規則で定める使用料を前納しなければなりません。

(12) 使用料の減免及び還付(第13条及び第14条)

区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができます。また、区規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができます。

(13) 利用権の譲渡等の禁止(第15条)

利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。

(14) 施設の変更等(第16条)

ア 利用者は、センターの施設のうち、シアター、COMMONスペース及びスタジオ1に特別の設備をし、又は変更しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければなりません。

イ 利用者は、センターの施設のうち、シアター、COMMONスペース及びスタジオ1以外の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはなりません。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りではありません。

(15) 利用承認の取消し等(第17条)

区長は、次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができます。

ア 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

イ この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

ウ 災害その他の事故により、センターの施設の利用ができなくなったとき。

エ 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(16) 原状回復の義務及び損害賠償の義務(第18条及び第19条)

利用者は、センターの施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければなりません。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りではありません。

利用者は、センターの施設、設備等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができます。

(17) 入場の制限(第20条)

区長は、次のアからウまでのいずれかに該当すると認めるときは、入場者等に対して入場を禁止し、又は退場させることができます。

- ア 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- イ センターの施設、設備等を損壊するおそれがあるとき。
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(18) 指定管理者による管理（第21条から第26条まで）

公の施設の管理運営事項として、区のその他の公の施設に規定されている一般的な事項を規定します。

(19) 委任（第27条）

この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めます。

(20) 付則

この条例は、区規則で定める日から施行します。ただし、第22条から第25条まで及び第27条の規定は、公布の日から施行します。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月下旬	令和5年第4回港区議会定例会 港区立みなと芸術センター指定管理者の指定議案 提出
令和6年 1月	開館準備業務開始
令和9年 6月	開館

1 位置

東京都港区浜松町二丁目3番5号

※浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の中で整備します。



2 施設一覧

諸室 ※ () は面積	概要
①シアター (1139.49 m ²)	・プロセニウム形式 ・多機能、高機能。多様な公演に対応可 ・客席 600 席程度 ・客席は2層、車いすスペースあり
②コモンスペース (275.23 m ²)	・多様性のあるホール ・100 席程度の可動式観覧席を備え、全面平土間での利用も可
③スタジオ 1 (157.71 m ²)	・約 100 人収容可能 ・防音機能を備え、小規模な公演等に対応可
④スタジオ 2 (77.59 m ²)	・約 50 人収容可能 ・防音機能を備え、様々な分野の芸術活動の練習や稽古、ワークショップなどに活用可
⑤スタジオ 3 (44.99 m ²)	・約 30 人収容可能 ・防音機能を備え、様々な分野の芸術活動の練習や稽古などに活用可
⑥スタジオ 4 (20.14 m ²)	・約 10 人収容可能 ・防音機能を備え、小規模な練習や稽古、ワークショップなどに活用可
⑦ルーム 1 (20.15 m ²)	・各室約 10 人収容可能
⑧ルーム 2 (21.62 m ²)	・ワークショップ、個人や少人数での練習や稽古、打合せなどに利用可 ・ルーム 1 と 2 は一体的に利用可
⑨アトリエ (83.14 m ²)	・シアターのホワイエからもアクセスできる 100 人程度収容可能なスペース ・各種講座やワークショップなどで利用可 ・シアターの楽屋やリハーサルでも利用可

※その他、案内カウンター（インフォメーション）、キッズスペース、授乳室、ロッカー等を備えています。

3 平面図

※○番号は項目2の番号に対応しています。

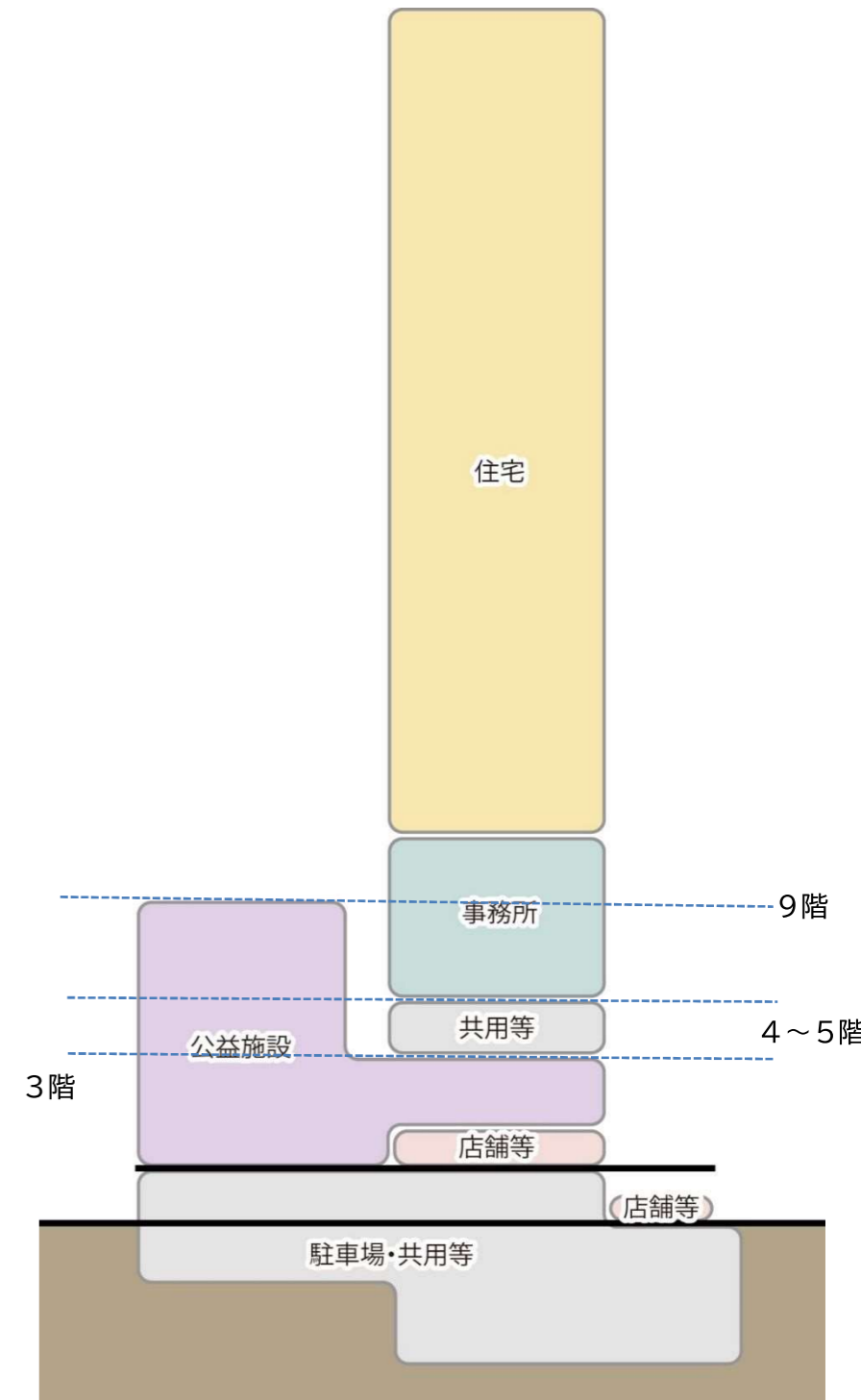


4 断面図

延床面積 : 7,023.38 m² (専有面積)

建物規模 : 地下2階地上46階建

うち、みなと芸術センターは、地上3～9階



※西側から見た断面図